
(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の
整備・運営事業
基本協定書 (案)

平成 18 年 11 月

三浦地域資源ユーズ株式会社

三浦地域資源ユーズ株式会社（以下「当社」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「選定事業者」という。）は、（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する選定事業者の決定を確認すること及び選定事業者との間で締結される事業契約（以下で定義する。）の締結に向けた当社と選定事業者双方の協力について定めることを目的とし、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「募集要項」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 募集要項」をいう。
- (2) 「様式集」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 様式集」をいう。
- (3) 「要求水準書」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 要求水準書」をいう。
- (4) 「事業者選定基準」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 事業者選定基準」をいう。
- (5) 「基本協定書（案）」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
- (6) 「事業契約書（案）」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 事業契約書（案）」をいう。
- (7) 「実施要領」とは、当社が平成18年11月9日付で公表した「（仮称）三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業 実施要領（変更）」をいう。
- (8) 「募集要項等」とは、募集要項、様式集、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、実施要領及びこれらに付帯して公表した資料を総称していう。
- (9) 「事業者提案」とは、募集要項等に基づき事業者が平成18年12月25日から平成19年1月10日までの間に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。
- (10) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、当社と選定事業者との間で締結される事業契約をいう。
- (11) 「本件施設」とは、選定事業者が本事業を遂行するために建設、運転及び維持管理する施設をいう。
- (12) 「PSC」とは、三浦市が従来方式により本施設を整備・運営を行う場合の標準コストをいう。

（基本的合意）

第2条 当社は、株式会社●●●●●を、本事業に関する選定事業者としたことを確認する。

2 選定事業者は、本事業を実施する民間事業者の選定手続において、当社が募集要項等に提示した条件（以下「提示条件」という。）を遵守のうえ、当社に対して事業者提案を行ったものであることを確認する。

3 選定事業者は、事業者提案の一部が提示条件に合致しない場合には、提示条件の内容が優先すること及び事業者提案の内容が提示条件に合致するか否かについては、当社がその裁量によりこれを判断することを確認する。

4 選定事業者は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任で本事業のスケジュールを

遵守するために必要な準備行為を行うものとし、当社は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。当社が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は、選定事業者の負担とする。

- 5 当社及び選定事業者は、本事業が官から民へという構造改革の理念と三浦市地域再生計画の趣旨に基づき実施されるものであること。従って、その具現化を進める当社の理念を尊重し、提示条件を遵守のうえ、本事業の遂行のために協力することを確認する。
- 6 選定事業者は、当社の理念を尊重する証として、当社が本事業を選定事業者と一体的に進めるために選定事業者に求める当社への出資について真摯に検討することを確認する。
- 7 当社及び選定事業者は、本事業が三浦市を発注者とする委託事業なくしては成立しないこと。従って、当該委託事業の受託費算定の基礎となる処理対象物の種類毎の処理費用の算定について協力することを確認する。

(事業契約についての協議)

- 第3条 当社及び選定事業者は、提示条件、事業者提案及び事業契約書（案）に基づき、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 当社及び選定事業者は、PSCと比較して優位な事業性を前提として事業契約において定めることとなる、固定費及び変動費からなる本事業のサービス対価の額及び支払い方法等の確定に向けて誠実に協議するものとする。
- 3 当社及び選定事業者は、事業契約に関し、提示条件及び事業者提案によっても不確定な事項については、募集要項等において示された本事業の目的に照らして協議するものとする。
- 4 当社及び選定事業者は、平成19年4月下旬までに、事業契約を締結することを目途とし、協議するものとする。
- 5 当社及び選定事業者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(事業契約の不成立)

- 第4条 当社及び選定事業者は、事業契約の締結に至らなかった場合、既に当社及び選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用を各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。但し、事業契約の締結に至らなかったことに帰責事由があるときは、相手方に対して、損害賠償義務を負う。

(本協定の有効期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から事業契約が終了するまでとする。

(秘密保持)

- 第6条 当社及び選定事業者は、この協定に関する情報を、相手方の同意を得ないで第三者に開示しないこと及びこの協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、選定事業者が本事業遂行のために資金調達が必要になったときに開示を必要とする場合及び情報公開条例その他法律・条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第7条 この協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この協定に関する一切の裁判の第一審専属管轄権は、横浜地方裁判所に属するものとする。

以上を証するため、この協定書【 】通を作成し、当社並びに選定事業者の代表者及び各構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年 月 日

神奈川県三浦市三崎5丁目245番地7
三浦地域資源ユーズ株式会社
代表取締役社長 杉浦 壽久 ④

【選定事業者】

所在地

会社名

代表者氏名

④